

議案第九十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立港南子ども中高生プラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体

東京都墨田区東駒形四丁目六番二号一般財団法人本所賀川記念館内

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

（説明）

港南子ども中高生プラザの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。